

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年6月15日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 小池 慎一郎

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度建築施設点検業務（福岡航空交通管制部外4官署）  
（電子入札対象案件）
- (2) 履行場所 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪航空局
  - 1) 福岡航空交通管制部  
送信局舎、マイクロ局舎、特高電源局舎、ATM庁舎（管理棟）、ATM  
庁舎（業務棟）、ATM庁舎（ATM棟）：福岡県福岡市東区大字奈多字  
小瀬抜 1302-17
  - 2) 高知空港事務所  
空港庁舎、管制塔庁舎、IFR庁舎、電源局舎、消防車庫、消防車庫(H17)、  
高知TX局舎、高知VOR/DME局舎、高知空港TSR局舎：高知県  
南国市物部（高知空港内）  
みどり野宿舎：高知県香美郡野市町みどり野東 1-63
  - 3) 大阪空港事務所  
今の山ARSR局舎：高知県土佐清水市大字岬字十八川山 5178  
今の山RX局舎、今の山TX局舎：高知県土佐清水市大字芹積字入通川  
山  
清水VORTAC局舎：高知県土佐清水市白滝山
  - 4) 八尾空港事務所  
空港庁舎：大阪府八尾市空港 2-12  
消防車庫：大阪府八尾市田井中無番地  
照明変電所：大阪府八尾市田井中 A-10  
八尾VOR/DME局舎：大阪府八尾市空港 2-12
  - 5) 岡山空港出張所  
空港庁舎：岡山県岡山市北区日応寺 1277  
吉備VOR/DME局舎：岡山県岡山市北区杉谷字小才 544-8  
岡山VORTAC電源局舎：岡山県岡山市東区目黒町 444-6
- (3) 業務内容 本業務は福岡航空交通管制部外4官署27施設の建築施設点検業  
務を行うものである。

1) 福岡航空交通管制部

- ① 送信局舎 RC造 平屋建 延床面積 126.00 m<sup>2</sup>
- ② マイクロ局舎 RC造 平屋建 延床面積 162.60 m<sup>2</sup>
- ③ 特高電源局舎 RC造一部S造 地上2階建 延床面積 725.29 m<sup>2</sup>
- ④ ATM庁舎(管理棟) RC造 地上2階建 延床面積 1,744.30 m<sup>2</sup>
- ⑤ ATM庁舎(業務棟) RC造 地上2階建 延床面積 3,188.20 m<sup>2</sup>
- ⑥ ATM庁舎(ATM棟) RC造 地上3階建 延床面積 5,838.41 m<sup>2</sup>

2) 高知空港事務所

- ① 空港庁舎 RC造 地上2階建 延床面積 1,237.94 m<sup>2</sup> (うち点検対象面積 982.25 m<sup>2</sup>)
- ② 管制塔庁舎 S造一部SRC造 地上4階建 延床面積 559.16 m<sup>2</sup>
- ③ IFR庁舎 RC造 地上2階建 延床面積 1,002.10 m<sup>2</sup>
- ④ 電源局舎 RC造 平屋建 延床面積 1,124.89 m<sup>2</sup>
- ⑤ 消防車庫 RC造 平屋建 延床面積 589.62 m<sup>2</sup>
- ⑥ 消防車庫(H17) RC造 平屋建 延床面積 198.56 m<sup>2</sup>
- ⑦ みどり野宿舎 RC造 地上5階建 延床面積 1,962.23 m<sup>2</sup> (うち点検対象面積 172.80 m<sup>2</sup>)
- ⑧ 高知TX局舎 RC造 平屋建 延床面積 58.50 m<sup>2</sup>
- ⑨ 高知VOR/DME局舎 RC造 平屋建 延床面積 141.38 m<sup>2</sup>
- ⑩ 高知空港TSR局舎 RC造 平屋建 延床面積 262.88 m<sup>2</sup>

3) 大阪空港事務所

- ① 今の山ARSR局舎 RC造 地上4階建 延床面積 1,353.14 m<sup>2</sup>
- ② 今の山RX局舎 RC造 平屋建 延床面積 58.11 m<sup>2</sup>
- ③ 今の山TX局舎 RC造 平屋建 延床面積 110.26 m<sup>2</sup>
- ④ 清水VORTAC局舎 CB造 平屋建 延床面積 112.00 m<sup>2</sup>

4) 八尾空港事務所

- ① 空港庁舎 RC造 地上4階建 延床面積 1,129.32 m<sup>2</sup> (うち点検対象面積 994.70 m<sup>2</sup>)
- ② 消防車庫 RC造 平屋建 延床面積 192.00 m<sup>2</sup>
- ③ 照明変電所 RC造 平屋建 延床面積 475.55 m<sup>2</sup>
- ④ 八尾VOR/DME局舎 RC造 平屋建 延床面積 140.00 m<sup>2</sup>

5) 岡山空港出張所

- ① 空港庁舎 RC造一部S造 地上6階建 延床面積 1,395.33 m<sup>2</sup> (うち点検対象面積 1,233.89 m<sup>2</sup>)
- ② 吉備VOR/DME局舎 RC造 平屋建 延床面積 149.87 m<sup>2</sup>
- ③ 岡山VORTAC電源局舎 RC造 平屋建 延床面積 50.00 m<sup>2</sup>

(4) 履行期間 契約締結の翌日から令和5年1月20日まで

(5) 本業務は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加

資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

## 2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 開札時までに大阪航空局の令和3・4年度一般（指名）競争参加有資格者のうち「建設コンサルタント」のA又はB等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和2年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。（受注者が業務遂行に当たって、その業務を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタントも含む。）

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録があること。

(7) 平成24年4月1日以降に元請けとして完了した、下記の要件を全て満たす業務の実績（発注者は問わない。民間実績も可とする。）を有する者であること（再委託としての実績は除く。）。

なお、当該業務実績が国土交通省の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

### 【業務実績】

1) 内容：以下、①～④のいずれかの業務

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項及び第4項に基づく点検業務

- ② 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第12条第1項及び第2項に基づく点検業務
  - ③ 建築物全般（外壁、屋根、内装、構造、設備）の老朽化調査業務
  - ④ 建築物の現況調査を含む耐震診断調査業務
- 2) 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
  - 3) 規模：延床面積200㎡以上
- (8) 次に掲げる要件を満たす管理技術者を本業務に配置できること。
- 1) 建築士法第2条第2項に定める一級建築士であること。
  - 2) 2.（7）に掲げる業務の経験を有する者であること。
  - 3) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (9) 次に掲げる要件を満たす業務担当者を本業務に配置できること。
- 1) 一級建築士、二級建築士又は法定講習の修了者で国土交通大臣から以下の資格者証の交付を受けた者であること。  
なお、以下の資格者証の交付を受けた者は点検範囲が限定されることから、各点検範囲の業務担当者を配置すること。
    - ・ 特定建築物調査員（建築物の敷地及び構造等の点検）
    - ・ 昇降機等検査員（昇降機等の点検）
    - ・ 建築設備検査員（昇降機以外の建築設備の点検）
    - ・ 防火設備検査員（防火設備の点検）
  - 2) 2.（7）に掲げる業務の経験を有する者であること。
  - 3) 競争入札に参加しようとする者又はその協力事務所との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (10) 業務実施体制に関する要件
- 1) 業務の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等。）を再委託しないこと。
  - 2) 入札参加希望者又は協力事務所が、他の入札参加希望者の協力事務所となっていないこと。
  - 3) 再委託先である協力事務所が大阪航空局の一般（指名）競争参加資格者「建設コンサルタント」である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。
- (11) 大阪航空局が発注した建設コンサルタント業務（建築）で、令和2年4月1日以降に完了した建築施設点検業務又は設計業務の実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が65点以上であること。
- (12) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。  
（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (13) 入札説明書の交付を受けた者、又は電子調達システムよりダウンロードした者

であること。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒540-8559

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館15階

国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

電話番号 06-6949-6206

#### (2) 入札説明書等の交付期間及び方法

交付期間 令和4年6月15日09時00分から令和4年6月29日17時00分まで

交付方法 1) 電子調達システムにより交付する。

2) やむを得ない事由により、電子調達システムによる入手ができない入札参加希望者は、上記3.(1)に問い合わせること。

#### (3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和4年6月15日から令和4年6月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分まで。ただし、最終日は14時00分までとする。）

① 電子調達システムにより参加をする者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

② 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

ただし、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着）によることとする。

#### (4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法及び入札執行回数

入札書は、電子調達システムにより令和4年7月21日9時00分から17時00分までに提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、令和4年7月21日09時00分から開札日時までに上記3.(1)あて持参すること。（郵送又は託送による提出は不可）

なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。

開札は、令和4年7月22日11時00分、大阪航空局入札室にて行う。

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

#### (5) 電子調達システムの URL 及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク  
電話番号 0570-000-683 (ナビダイヤル)  
03-4332-7803 (IP 電話等をご利用の場合)

#### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - 1) 入札保証金 免除。
  - 2) 契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法  
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記2.(2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。